

2026 年 6 月 10 日

お客さま各位

岡崎信用金庫

「2026 夏のキャンペーン定期預金(窓口新規預入専用)」のお知らせ

下記のとおり、窓口での新規預入専用の夏のキャンペーン定期預金の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

記

1. **商品名**
2026 夏のキャンペーン定期預金(窓口新規預入専用)
2. **取扱期間**
2026 年 6 月 15 日(月)～2026 年 8 月 15 日(土)
3. **ご利用いただける方**
個人のお客さま(個人事業主の方も含みます)
4. **預金の種類**
窓口扱い
スーパー定期 1 年・3 年・5 年 自動継続(元金継続または元利継続)
※ 預入時の金利は初回満期日まで。初回満期日以降は満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。
5. **金利**
窓口 1 年 年 1.200%(税引後 年 0.956%、単利)
窓口 3 年 年 1.300%(税引後 年 1.035%、複利)
窓口 5 年 年 1.500%(税引後 年 1.195%、複利)
6. **預入額**
30 万円以上
※ 新規の預入に限ります。「新規の預入」とは他の金融機関からの預け替えおよび普通預金等からの振替入金を指します。ただし、定期預金の満期金・解約金(2026 年 6 月 1 日以降に普通預金等に入金された分も含む)は預入対象外とします。
7. **募集枠**
500 億円
※ 募集枠がなくなり次第、終了となります。
8. **中途解約**
やむを得ず中途解約される場合は、窓口へお申し出ください。上記金利は適用されず、解約日の普通預金利率が適用されます。
9. **その他**
マル優もご利用いただけます。
10. **本件に関するお問い合わせ先**
0120-508-153
岡崎信用金庫 業務推進部
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(土日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

以上

2026

取扱
期間

2026年

6月15日(月) ~ 8月15日(土)

2026年

募集枠

合計 500億円

※募集枠がなくなり次第、
終了となります。

夏のキャンペーン

定期預金

窓口扱い

30万円以上、新規のお預け入れ限定※

1年もの
預金金利

年1.200%

(税引後 年0.956%)

3年もの
預金金利

年1.300%

(税引後 年1.035%)

5年もの
預金金利

年1.500%

(税引後 年1.195%)

※お預け入れ時の金利は初回満期日まで。初回満期日以降は満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。

商品概要

商 品 名	2026 夏のキャンペーン定期預金(窓口新規預入専用)
取 扱 期 間	2026年6月15日(月)~2026年8月15日(土)
ご 利 用 いただける方	個人・個人事業主の方
預金の種類	窓口扱い 1年・3年・5年 自動継続(元金継続または元利継続) (預け入れ時の金利は初回満期日まで。初回満期日以降は満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。)
預 入 金 額	30万円以上 ※新規の預入に限ります。「新規の預入」とは他の金融機関からの預け替えおよび普通預金等からの振替入金を指します。 ただし、定期預金の満期金・解約金(2026年6月1日以降に普通預金等に入金された分も含む)は預入対象外とします。
募 集 枠	500億円 ※募集枠がなくなり次第、終了となります。
金 利	窓口1年 年1.200%(税引後 年0.956%) 窓口3年 年1.300%(税引後 年1.035%) 窓口5年 年1.500%(税引後 年1.195%)
中 途 解 約	やむを得ず中途解約される場合は、窓口へお申し出ください。 上記金利は適用されず、解約日の普通預金利率が適用されます。
税 金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
そ の 他	お預け入れ時の金利を約定利率として初回満期日まで適用します。 初回満期日以降は満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。 満期日が当金庫休業日の場合はお支払いは翌営業日となります。 マル優もご利用いただけます。 預金保険の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

詳しくは当金庫の窓口または ☎0120-508-153にてお尋ねください。

- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル:0120-102-156)にお申し出ください。
- 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。



岡崎信用金庫